

住職認証を受けるには

寺院住職（主任）の相承は住職の辞任、死亡、失職または解任によって行い、本宗の教師を当該寺院において住職候補者として選定し、浄土門主の認証を受けなければなりません。また住職になった方は、当該寺院の代表役員になります。

なお、兼務住職および住職代務者を継続される場合も、申請が必要となります。

注意事項

- (1) 申請者は、現住職（交代前の住職）です。
 - (2) 住職が死亡その他の事由により欠けている場合の申請者は、その寺院の法類総代となります。
 - (3) 現住職（交代前の住職）が申請した四種登録が完備されていない場合は、住職認証の手続きができませんので、現住職により四種登録を申請してください。
- なお、住職が死亡その他の事由により欠けている場合の申請者は、(2) 同様、法類総代となります。ただし法類総代が欠けている場合は教区長が法類総代を登録します。
- (4) 令和3年4月1日より兼務住職の認証期間を4年間または正住職就任中のいずれかを選択することが可能になりました。
 - (5) 住職の遷化後、60日以内に後任住職を選ばなければなりません。後任住職の申請は法類総代が行うことになっています。
- ※60日以内に、後任住職を選定することができない場合には、さらに30日以内に住職代務者の選定が必要となります。
- ※また、上記の90日以内に後任住職を選定することができない場合は、住職または住職代務者を特命（教区役職者等）する手続きをする必要があります。
- (6) 住職代務者の申請については、住職認証の手続きと同様です。ただし認証期間は1年以内です。

添付書類

身元・身分証明書（ただし兼務住職の申請の場合は不要）

※住職に就任される方のもので、本籍地の役場にて発行される「破産宣告、後見の登記、禁治産の宣告を受けていない」証明です。

冥加料

等級	住職認証冥加料 兼務住職認証冥加料(正住就任中)	兼務住職認証冥加料(4年任期) 住職代務者認証冥加料(1年任期)
1等級～5等級まで	4,000,000円	2,000,000円
6等級～10等級まで	3,000,000円	1,500,000円
11等級～15等級まで	2,000,000円	1,000,000円
16等級～20等級まで	1,500,000円	750,000円
21等級～25等級まで	1,000,000円	500,000円
26等級～30等級まで	700,000円	350,000円
31等級～35等級まで	500,000円	250,000円
36等級～40等級まで	400,000円	200,000円
41等級～45等級まで	300,000円	150,000円
46等級～50等級まで	200,000円	100,000円
51等級～54等級まで	100,000円	50,000円
55等級及び56等級	50,000円	25,000円

様式番号

1

申請書名

住職(兼務・代務者)認証申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105